

株 主 各 位

石川県小松市工業団地 1丁目72番地  
**小松ウオール工業株式会社**  
代表取締役社長 **加 納 裕**

## 第49期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第49期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、来る平成28年6月23日（木曜日）午後5時20分までに到着するようにご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成28年6月24日（金曜日）午前10時（午前9時より受付開始）
2. 場 所 石川県小松市工業団地 1丁目72番地  
当社本店 2階会議室
3. 目的事項  
報告事項 第49期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）  
事業報告および計算書類の内容報告の件

### 決議事項

- |       |                               |
|-------|-------------------------------|
| 第1号議案 | 第49期剰余金の処分の件                  |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件                      |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件    |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役4名選任の件             |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の決定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額の決定の件          |
| 第7号議案 | 取締役に対する株式報酬制度の額および内容決定の件      |

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.komatsuwall.co.jp/>）に掲載させていただきます。
- ◎株主総会終了後、株主の皆様との懇談の場を設けておりますので、お気軽にご出席いただきご意見などを賜りたいと存じます。

# 事業報告

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

## I. 会社の現況に関する事項

### 1. 事業の経過および成果

当事業年度のわが国経済は、資源価格の下落や新興国の景気減速が続くなど、景気を下押しするリスクによる影響が懸念されるものの、政府による経済政策の効果等により企業収益が改善し、個人所得・雇用環境の改善や設備投資の動きが活発化するなど、緩やかな回復基調で推移いたしました。

このような状況にあって当社は、ものづくりの原点である品質第一を最重要テーマに掲げ、新工場の建設や全国支店営業所（札幌支店、他10拠点）の移転・新築等の設備投資を行いました。また、営業案件1件当たりの製品カバー率を高めることを推進し、受注高の伸張に注力してまいりました。これに加え、営業部門においては、将来の飛躍を期して人員数を2割増強させたことで見積獲得額および設計指定額が大きく増加しており、生産部門では新工場の建設、機械・設備の新規導入・更新が完了し、生産能力が増強されました。また、設計部門では福祉・厚生施設向けのドア、トイレブース製品の開発にも注力してまいりました。

経営成績につきましては、官公庁向けは全体として低調に推移したものの、民間向けでは事務所・オフィス、工場・生産施設が堅調に推移しており、品目別では、可動間仕切、移動間仕切などが堅調に推移しております。

当事業年度はこのように経過してまいりましたが、十分な成果を上げるまでには至っておらず、売上高は293億32百万円となり、前事業年度比3.1%の減少となりました。また、受注残高におきましては前事業年度と比較して5.5%減少しております。

利益面につきましては、営業部門において個別工事案件ごとの適正な利益率を確保すること、販売管理を徹底することに注力しており、生産部門においては生産性の向上を図る取り組み、設計部門の多能工化教育による作図の標準化・自動処理化も利益率の向上に寄与しております。その結果、売上総利益率が38.0%（前事業年度比0.5ポイント上昇）となりましたが、業容拡大を目的とする積極的な人材確保の推進により人件費等の固定費が増加したため、販売費及び一般管理費の増加を吸収しきれず、営業利益は29億2百万円（前事業年度比24.3%減）、経常利益は29億10百万円（前事業年度比25.0%減）、当期純利益が20億86百万円（前事業年度比16.4%減）となりました。

品目別の売上高につきましては、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

品目	年度別	前事業年度		当事業年度		前事業年度比
		売上高	構成比	売上高	構成比	
可動間仕切		8,968	29.6 %	8,851	30.2 %	98.7 %
固定間仕切		9,489	31.3	8,083	27.6	85.2
トイレブース		5,718	18.9	5,522	18.8	96.6
移動間仕切		4,605	15.2	4,962	16.9	107.8
ロー間仕切		697	2.3	639	2.2	91.6
その他		802	2.7	1,273	4.3	158.7
計		30,280	100.0	29,332	100.0	96.9

## 2. 設備投資および資金調達の状況

当事業年度における設備投資については、加賀工場の新設、第二工場および第三工場の既存機械装置の維持更新および営業拠点の移転、新築等を中心に総額37億76百万円となり、所要資金については自己資金を充当しております。

## 3. 会社が対処すべき課題

今後の経済見通しにつきましては、資源価格の下落や新興国の景気減速といった景気を下押しする懸念材料は残るものの、為替・株式市場の持ち直しや各種金融政策により経営環境は回復に向かうことが期待されます。

このような状況にあつて当社は、お客様により近く、よりスピーディーに製品、サービスの提供をするため、顧客ニーズに対応した営業活動を推進し、当社の特長である「設計指定活動」による受注活動を推し進め、受注から設計、製造、販売、施工、サービスまでの「自社一貫システム」を活かして、より多くの製品を迅速に提供してまいります。また、2020年の東京オリンピック開催に向けた建設計画等が動き出すことで市場の活性化、需要の拡大が期待できることから、新工場の「加賀工場」を平成28年4月より稼働させ、増産体制を整えており、前事業年度に引き続き全国支店営業所の移転・新築（千葉営業所、他8拠点）を実施するとともに、人材の教育・育成を積極的に進め、更なる業績の向上を図ってまいります。

#### 4. 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分 \ 期 別	第46期	第47期	第48期	第49期 (当事業年度)
売 上 高	28,156	28,975	30,280	29,332
経 常 利 益	3,322	3,950	3,880	2,910
当 期 純 利 益	2,006	2,265	2,496	2,086
1株当たり当期純利益	198円69銭	224円35銭	247円22銭	216円44銭
総 資 産	31,242	32,901	35,120	34,509
純 資 産	25,105	26,935	28,911	28,492
1株当たり純資産	2,486円27銭	2,667円55銭	2,863円20銭	3,091円47銭

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数に基づき、1株当たり純資産は期末株式数に基づき算出しております。
3. 当事業年度の業績変動については、「1. 事業の経過および成果」を参照してください。

#### 5. 重要な子会社の状況

該当事項はございません。

#### 6. 主要な事業内容

当社は間仕切製品の専門メーカーとして、可動間仕切、固定間仕切、トイレブース、移動間仕切、ロー間仕切等の製造、販売および施工を主とし、事業を展開しております。

## 7. 主要な事業所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	石川県小松市	千 葉 営 業 所	千葉県花見川区
第 一 工 場	〃	東 京 第 二 営 業 所	東京都千代田区
第 二 工 場	〃	八 王 子 営 業 所	東京都八王子市
第 三 工 場	〃	川 崎 営 業 所	川崎市幸区
加 賀 工 場	石川県加賀市	浜 松 営 業 所	浜松市東区
札 幌 支 店	札幌市西区	岐 阜 営 業 所	岐阜県岐阜市
仙 台 支 店	仙台市宮城野区	三 重 営 業 所	三重県津市
仙 台 第 一 支 店	〃	滋 賀 営 業 所	滋賀県大津市
新 潟 支 店	新潟市中央区	和 歌 山 営 業 所	和歌山県和歌山市
前 橋 支 店	群馬県前橋市	奈 良 営 業 所	奈良県奈良市
さいたま支店	さいたま市北区	神 戸 営 業 所	神戸市中央区
東 京 支 店	東京都千代田区	岡 山 営 業 所	岡山市南区
東 京 第 一 支 店	〃	高 松 営 業 所	香川県高松市
東 京 O S 支 店	〃	松 山 営 業 所	愛媛県松山市
横 浜 支 店	横浜市中区	北 九 州 営 業 所	北九州市小倉南区
横 浜 第 一 支 店	〃	熊 本 営 業 所	熊本市北区
長 野 支 店	長野県松本市	宮 崎 営 業 所	宮崎県宮崎市
名 古 屋 支 店	名古屋市瑞穂区	鹿 児 島 営 業 所	鹿児島県鹿児島市
名 古 屋 第 一 支 店	〃	東 日 本 統 括 課	東京都江戸川区
京 都 支 店	京都市伏見区	西 日 本 統 括 課	大阪府吹田市
大 阪 支 店	大阪市西区	仙 台 サ ー ビ ス セ ン タ ー	仙台市宮城野区
大 阪 第 一 支 店	〃	さいたまサービスセンター	さいたま市北区
広 島 支 店	広島市佐伯区	横 浜 サ ー ビ ス セ ン タ ー	横浜市港北区
福 岡 支 店	福岡市東区	名 古 屋 サ ー ビ ス セ ン タ ー	名古屋市瑞穂区
福 岡 第 一 支 店	〃	京 都 サ ー ビ ス セ ン タ ー	京都市伏見区
青 森 営 業 所	青森県青森市	南 大 阪 サ ー ビ ス セ ン タ ー	堺市美原区
盛 岡 営 業 所	岩手県盛岡市	神 戸 サ ー ビ ス セ ン タ ー	神戸市西区
福 島 営 業 所	福島県郡山市	広 島 サ ー ビ ス セ ン タ ー	広島市佐伯区
宇 都 宮 営 業 所	栃木県宇都宮市	福 岡 サ ー ビ ス セ ン タ ー	福岡市東区
水 戸 営 業 所	茨城県水戸市		

(注) 1. 加賀工場は、平成28年4月より稼働しております。

2. 仙台第一支店、横浜第一支店、名古屋第一支店、福岡第一支店および滋賀営業所は、平成28年4月1日より営業を開始しております。

## 8. 従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
1,194名	95名増	36.6歳	12.3年

(注) 従業員数には、嘱託およびパートタイマー（計28名）は含まれておりません。

## II. 会社の現況 (平成28年3月31日現在)

### 1. 株式の状況

- ①発行可能株式総数 25,000,000株
- ②発行済株式の総数 10,903,240株 (自己株式1,686,881株含む。)
- ③株主数 7,108名 (前事業年度比290名増)
- ④大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
株式会社加納アネシス	1,731,849 株	18.79 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	628,000	6.81
株式会社北國銀行	442,280	4.80
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	218,100	2.37
小松ウオール工業従業員持株会	206,540	2.24
有限会社マルヨ	193,000	2.09
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	162,100	1.76
明治安田生命保険相互会社	154,600	1.68
立花証券株式会社	145,000	1.57
株式会社北陸銀行	141,600	1.54

- (注) 1. 持株比率は自己株式 (1,686,881株) を控除して計算しております。
2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社および日本マスタートラスト信託銀行株式会社の持株数は、信託業務に係るものであります。

### 2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はございません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役に関する事項

氏名	会社における地位	担当および重要な兼職の状況
加納 裕	代表取締役社長	社長執行役員
牛島 寛	取締役	専務執行役員営業本部長
鈴木 裕文	取締役	常務執行役員経理本部長
本彦 義夫	取締役	執行役員総務本部長
万仲 秀和	取締役	執行役員生産本部長兼生産管理部長
山口 徹	取締役	株式会社共和工業所代表取締役会長
松本 茂	常勤監査役	
宮前 悟	監査役	弁護士法人米澤・宮前法律事務所
松木 浩一	監査役	松木浩一公認会計士・税理士事務所所長 株式会社アイ・オー・データ機器社外監査役

- (注) 1. 取締役 山口徹氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 宮前悟氏および監査役 松木浩一氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役 山口徹氏および監査役 松木浩一氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 当事業年度中の異動は次のとおりであります。
- (退任)
- 取締役 吉岡哲雄氏は、平成27年6月25日付にて任期満了となり退任いたしました。
5. 監査役 松木浩一氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、山口徹氏、宮前悟氏および松木浩一氏との間で、会社法第427条第1項の規定および定款の定めに基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を、同法第425条第1項に定める最低限度額を限度とする契約を締結しております。

### (3) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役	7 名	197百万円（うち社外取締役1名1百万円）
監 査 役	3 名	20百万円（うち社外監査役2名2百万円）
合 計	10名	217百万円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月23日開催の定時株主総会において年額400百万円以内（ただし使用人兼務取締役の使用人の給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成20年6月26日開催の定時株主総会において年額300百万円以内と決議いただいております。
3. 取締役に支払った報酬には、当事業年度中の退任取締役1名に対する報酬額を含めて表示しております。

### (4) 社外役員に関する事項

#### 1. 他の法人等との重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役 山口徹氏は、株式会社共和工業所代表取締役会長を兼務しております。なお、当社と同社との間には特別の利害関係はありません。

監査役 宮前悟氏は、弁護士法人米澤・宮前法律事務所の業務執行者を兼務しております。なお、当社と同事務所の共同パートナーである米澤弁護士との間で、法律顧問契約を締結しております。

監査役 松木浩一氏は、松木浩一公認会計士・税理士事務所所長および株式会社アイ・オー・データ機器社外監査役を兼務しております。なお、当社との間には特別の利害関係はありません。

#### 2. 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	山 口 徹	当事業年度開催の取締役会14回のうち10回に出席し、主に経営者としての豊富な経験からの発言を適宜行っております。
監 査 役	宮 前 悟	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会8回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。
監 査 役	松 木 浩 一	当事業年度開催の取締役会14回のうち12回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会8回の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。



#### 4. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22百万円

- (注) 1. 会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額については明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人から説明を受けた当該事業年度の会計監査計画の監査の日程や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬となる見積もりの算定根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断した場合には、監査役会が会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。

また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、その他必要と判断される場合には、取締役会は、監査役会の同意を得て、または監査役会の請求により、会計監査人を解任または不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

#### 5. 会社の体制および方針

当社は、企業価値を高めるべく、取締役会で定める「内部統制システム構築に関する基本方針」等に基づき、実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めております。

(1) 業務の適正を確保するための体制

(基本理念)

われわれは常に一流を志向し内に礼節、勤勉、誠実を心がけ積極果敢に行動します。

一. 常に需要の動向を的確にとらえ、より良い製品、サービスを提供します。

一. 顧客に奉仕し、明るい職場環境をつくり、従業員の生活向上を図ります。

一. 限りない情熱と、たゆまぬ努力を重ね、企業の発展を期し社会のために尽くします。

(行動指針)

私たちの目指すところは、誠実かつ公正な経営を実現し、企業の社会的責任を果たしていくことです。私たちは次のとおり行動します。

1. 私たちは、顧客の満足を第一とし、常に最高の製品、サービスを提供していきます。
2. 私たちは、法令やルールを厳格に遵守し誠実かつ公正な企業活動を行います。
3. 私たちは、社員一人ひとりの人権と人格を尊重するとともに、働きやすい企業風土の実現に努めます。
4. 私たちは、ステークホルダーに対して、公正で適切な情報開示に努めます。
5. 私たちは、かけがえのない地球環境を守るため、環境保全の活動を通して社会に貢献します。
6. 私たちは、国際化時代にあって異なる文化的伝統や慣習を尊重します。
7. 私たちは、利益と倫理が相反する場合、迷わず倫理を選択します。
8. 私たちは、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨みます。

#### (内部統制システム構築に関する基本方針)

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制  
当社は、取締役および使用人が法令や定款に適合した行動ができるように「行動規範」を制定し、その徹底を図るため社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置して、コンプライアンス体制の強化推進に努める。  
また、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報を受け付ける通報相談窓口を設ける。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制  
当社は、取締役の職務執行に係る情報については、法令や社内規程に基づき、文書または電子的媒体に記録し、適切に保存・管理する。  
取締役および監査役は、それらの情報をいつでも閲覧できるものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社は、社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、リスク管理体制の強化推進に努め、当社を取り巻くリスクを特定したうえで適切なリスク対応を決定する。また、「コンプライアンス・リスク管理委員会」へリスク情報を集約し、職務執行への活用を図るとともに、緊急事態が生じた場合の危機管理対応策を検討する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
当社は、取締役の職務権限、会議体の開催や付議基準等を明確化するとともに、意思決定の妥当性を高めるための体制を強化する。  
取締役会は原則月1回開催し、経営に関する重要事項について審議、議決および取締役の業務執行状況の監督等を行う。
5. 監査役を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項  
当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査に必要な知識・能力を備えた人員を配置する。当該使用人は監査役の指揮命令に

従うものとし、取締役からの指揮は受けないものとする。

また、使用人の人事については監査役会の同意を得たうえで決定し、取締役からの独立性を確保する。

6. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制およびこれらの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

当社の取締役および使用人は、職務の執行に関して重大な法令・定款違反、不正行為の事実および会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した時は、法令に従い、直ちに監査役に報告するものとする。

なお、当該報告をした者に対し、その報告を行ったことを理由とする不利な取扱いを禁止する。

7. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について必要と判断した費用または債務の処理を求めた時は、監査役職務の執行に必要でないと思えられる場合を除き、速やかにその処理を行う。

8. その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができることとする。

また、監査役は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、内部監査部門と情報の交換に努め、連携して監査の実効性を確保する。

(反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および整備状況)

当社は社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、毅然とした態度で臨むものとし、関係排除に取り組んでおります。

1. 不当要求に関する対応統括部署は総務部とし、不当要求防止責任者を設置するとともに、事案により関係部署と協議し対応しております。
2. 石川県企業防衛対策協議会、公益財団法人石川県暴力追放運動推進センター等の指導を受けるとともに、必要に応じて警察署、顧問弁護士等と連携して、反社会的勢力に対する体制を整備しております。
3. 反社会的勢力に関する情報を社内で収集し一元管理するとともに、当該情報を取引等の相手方が反社会的勢力であるかどうかの確認に利用しております。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、業務の適正を確保するための体制に基づき、下記のとおり運用しております。

### 1. コンプライアンスおよび損失の危険の管理に対する取組みについて

社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、コンプライアンスおよび損失の危険に関する情報の管理・集約、対策等の協議を行っております。なお、当事業年度においては、コンプライアンス・リスク管理委員会を4回開催しております。

また、「行動規範」を定め、コンプライアンスやリスク等に関する相談や不正行為等の通報を受け付ける通報相談窓口を設置し、問題の早期発見と速やかな改善措置を講じております。

### 2. 取締役の職務執行の効率性を確保する体制について

取締役会は、取締役6名（うち社外取締役1名）で構成し、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要ある時は臨時の取締役会を開催しております。なお、当事業年度においては、取締役会を14回開催し、取締役会規則で定める取締役会付議事項のほか、業績の進捗、対策等について適宜議論を行っております。

また、取締役会を補完する機能として、取締役が参加する会議体を毎月開催しており、経営環境の変化に迅速な対応と意思決定が行える体制をとっております。

### 3. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

監査役会は、監査役3名（うち社外監査役2名）で構成し、常勤監査役は各種委員会および会議体に参加するほか、社外監査役、内部監査部門、会計監査人との情報交換に努め、連携を高めております。なお、当事業年度においては、監査役会を8回開催しております。

また、監査役は、主要な業務執行に関する文書等を閲覧し、必要に応じて、取締役や関係部門との意見交換が行える体制をとっております。

以 上

## 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	18,653	<b>流動負債</b>	4,565
現金及び預金	6,820	買掛金	1,497
受取手形	2,397	未払金	1,481
売掛金	6,914	未払費用	151
電子記録債権	1,411	未払法人税等	329
たな卸資産	564	前受金	43
前払費用	67	預り金	21
繰延税金資産	390	賞与引当金	1,005
その他	94	その他	34
貸倒引当金	△7	<b>固定負債</b>	1,452
<b>固定資産</b>	15,856	退職給付引当金	1,266
<b>有形固定資産</b>	13,069	役員退職慰労引当金	153
建物	8,271	その他	31
構築物	858		
機械及び装置	5,439	<b>負債合計</b>	6,017
車両運搬具	114	<b>(純資産の部)</b>	
工具、器具及び備品	824	<b>株主資本</b>	28,481
土地	4,663	資本金	3,099
建設仮勘定	865	資本剰余金	3,031
減価償却累計額	△7,968	資本準備金	3,031
<b>無形固定資産</b>	446	<b>利益剰余金</b>	25,042
ソフトウェア	423	利益準備金	301
その他	23	その他利益剰余金	24,741
<b>投資その他の資産</b>	2,340	特別償却準備金	25
投資有価証券	432	固定資産圧縮積立金	256
出資金	14	別途積立金	14,986
長期貸付金	5	繰越利益剰余金	9,473
破産更生債権等	22	<b>自己株式</b>	△2,693
長期前払費用	35	<b>評価・換算差額等</b>	10
繰延税金資産	335	その他有価証券評価差額金	10
その他	1,514		
貸倒引当金	△19	<b>純資産合計</b>	28,492
<b>資産合計</b>	34,509	<b>負債・純資産合計</b>	34,509

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		29,332
売上原価		18,193
売上総利益		11,139
販売費及び一般管理費		8,236
営業利益		2,902
営業外収益		
受取利息	3	
受取配当金	9	
受取保険金	1	
受取家賃	24	
補助金収入	13	
その他	6	57
営業外費用		
売上割引	24	
自己株式取得費用	25	
その他	0	50
経常利益		2,910
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	7	
収用補償金	164	171
特別損失		
固定資産売却損	9	
固定資産除却損	27	36
税引前当期純利益		3,045
法人税、住民税及び事業税	920	
法人税等調整額	38	958
当期純利益		2,086

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									評価・換算差額等
	資本金	資本剰余金	利益剰余金					自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金
		資本準備金	その他利益剰余金							
			利益準備金	特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	3,099	3,031	301	33	251	14,986	7,963	△842	28,824	86
当期変動額										
剰余金の配当							△579		△579	
当期純利益							2,086		2,086	
特別償却準備金の積立				0			△0		—	
特別償却準備金の取崩				△8			8		—	
固定資産圧縮積立金の積立					5		△5		—	
固定資産圧縮積立金の取崩					△1		1		—	
自己株式の取得								△1,850	△1,850	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										△75
当期変動額合計	—	—	—	△7	4	—	1,509	△1,850	△343	△75
当期末残高	3,099	3,031	301	25	256	14,986	9,473	△2,693	28,481	10

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 個別注記表

## 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券 時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)  
時価のないもの……移動平均法による原価法

### 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品及び仕掛品 個別法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

原材料 移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品 最終仕入原価法

### 3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法  
主な耐用年数は以下のとおり

建物	8～50年
構築物	7～50年
機械及び装置	10年
車両運搬具	4～5年
工具、器具及び備品	2～8年

無形固定資産……利用可能期間(5年)に基づく定額法  
(ソフトウェア)

### 4. 引当金の計上基準

#### 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

#### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

#### ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

#### 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。

なお、平成21年6月25日開催の第42期定時株主総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止し、当該総会終結時に在任する取締役及び監査役に対し、制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を打ち切り支給することといたしました。これに伴い、当該総会終結時以降については新たな引当金の繰入はありません。



5. 収益及び費用の計上基準  
 工事契約の計上基準  
 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事  
 ……工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項  
 消費税等の会計処理  
 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### 貸借対照表に関する注記

たな卸資産の内訳

製品	88百万円
仕掛品	155百万円
原材料及び貯蔵品	320百万円

### 株主資本等変動計算書に関する注記

#### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	株式の種類	当事業年度期首株式数(株)	増加株式数(株)	減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式	普通株式	10,903,240	—	—	10,903,240

#### 2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	株式の種類	当事業年度期首株式数(株)	増加株式数(株)	減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
自己株式	普通株式	805,660	881,221	—	1,686,881

(注) 自己株式の増加数の内訳

単元未満株式の買取による増加	221株
取締役会決議による自己株式の取得による増加	881,000株

#### 3. 配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月25日 定時株主総会	普通株式	302	30.00	平成27年3月31日	平成27年6月26日
平成27年10月21日 取締役会	普通株式	276	30.00	平成27年9月30日	平成27年11月27日
計		579			

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月24日 定時株主総会	普通株式	276	利益剰 余金	30.00	平成28年3月31日	平成28年6月27日

## 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産（流動）	
未払事業税	26
賞与引当金	308
未払法定福利費	43
その他の	12
繰延税金資産計	390
繰延税金資産（固定）	
退職給付引当金	386
役員退職慰労引当金	46
減損損失	110
会員権評価損	9
その他の	19
繰延税金資産小計	572
評価性引当額	△108
繰延税金資産合計	463
繰延税金負債（固定）	
特別償却準備金	△11
固定資産圧縮積立金	△112
その他有価証券評価差額金	△4
繰延税金負債計	△128
繰延税金資産の純額	335

### 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	32.8%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.9%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.0%
住民税均等割等	1.7%
試験研究費等の税額控除	△4.4%
評価性引当額の増減	△1.1%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.5%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.5%

### 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.1%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.7%、平成30年4月1日以降のものについては30.5%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が35百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が35百万円、その他有価証券評価差額金が0百万円それぞれ増加しております。

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については内部留保資金による方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の債権管理規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を実施し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、各取引先の信用状況を定期的に把握する体制としており、取引開始時における与信調査、与信枠の定期的な見直しを実施しております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であります。株式は、市場価格の変動リスク及び発行体（主として取引先企業）の信用リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行会社の財政状態等を把握することとしており、担当役員より代表取締役社長に報告されております。

営業債務である買掛金及び未払金、また未払法人税等は、その全てが1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。当社は、経営計画及び各部門からの報告に基づき、経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を一定水準に維持することなどにより当該リスクを管理しております。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）をご参照ください。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額（※）	時価（※）	差額
(1) 現金及び預金	6,820	6,820	—
(2) 受取手形	2,397	2,397	—
(3) 売掛金	6,914	6,914	—
(4) 電子記録債権	1,411	1,411	—
(5) 投資有価証券 その他有価証券	312	312	—
(6) 買掛金	(1,497)	(1,497)	—
(7) 未払金	(1,481)	(1,481)	—
(8) 未払法人税等	(329)	(329)	—

（※）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

#### （注1） 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

##### (1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金、及び (4) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### (5) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、投資信託は、公表されている基準価格によっております。

##### (6) 買掛金、(7) 未払金、及び (8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式	120

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内
現金及び預金	6,814	—
受取手形	2,397	—
売掛金	6,914	—
電子記録債権	1,411	—
投資有価証券		
その他有価証券のうち満期があるもの		
証券投資信託の受益証券	—	10
合 計	17,537	10

## 退職給付会計に関する注記

### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、規約型確定給付企業年金制度（積立型制度であります。）及び複数事業主制度による厚生年金基金制度（石川県機械工業厚生年金基金）を設けております。

このうち、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない制度については、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

なお、石川県機械工業厚生年金基金は、厚生年金の代行部分について、平成27年1月1日付で厚生労働大臣より将来分返上の認可を受けております。

### 2. 確定給付制度

#### (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

退職給付債務の期首残高	3,582
勤務費用	217
利息費用	35
数理計算上の差異の発生額	476
退職給付の支払額	△173
退職給付債務の期末残高	4,139

#### (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

年金資産の期首残高	2,294
期待運用収益	17
数理計算上の差異の発生額	△10
事業主からの拠出額	261
退職給付の支払額	△173
年金資産の期末残高	2,389

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：百万円)

積立型制度の退職給付債務	4,139
年金資産	△2,389
未積立退職給付債務	1,750
未認識数理計算上の差異	△484
退職給付引当金	1,266

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

勤務費用	217
利息費用	35
期待運用収益	△17
数理計算上の差異の費用処理額	41
確定給付制度に係る退職給付費用	277

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

(単位：%)

一般勘定	85
国内株式	4
外国株式	5
国内債券	4
その他	2
合計	100

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率は、現在及び将来予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮して決定しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

(単位：%)

割引率	0.0
長期期待運用収益率	0.75

(追加情報)

期首時点の計算において適用した割引率は1.0%でありましたが、期末時点において安全性の高い長期の債券の利回りに基づき再検討を行った結果、割引率の変動が退職給付債務に重要な影響を及ぼすと判断し、計算で適用する割引率を0.0%に変更しております。

3. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度による厚生年金基金制度への要拠出額は95百万円であります。

(1) 複数事業主制度の直近の積立状況

(平成27年3月31日現在) (単位：百万円)

年金資産の額	31,845
年金財政計算上の数理債務の額と 最低責任準備金の額との合計額	31,845
差引額	—

(2) 複数事業主制度の掛金に占める当社の割合

(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：%)

13.0

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高△3,499百万円及び別途積立金3,499百万円であります。

本制度における過去勤務債務の償却方法は期間14年の元利均等償却であり、当社は、当事業年度の計算書類上、特別掛金を46百万円費用処理しております。

なお、上記(2)の割合は当社の実際の負担割合とは一致しておりません。

### 関連当事者との取引に関する注記

役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者が 議決権の過半数を所有 している会社	(株)加納アネシス	(被所有) 直接 25.1	役員の兼任	自己株式 の取得	1,680	-	-
役員及びその近親者が 議決権の過半数を所有 している会社	(有)マルヨ	(被所有) 直接 2.7	役員の兼任	自己株式 の取得	168	-	-

(注) 1 記載金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2 (株)加納アネシス及び(有)マルヨのいずれにおいても、取引の内容である自己株式の取得については、平成27年7月30日開催の取締役会決議に基づき、公開買付けの方法により買付価格を1株につき2,100円にて行なっております。

3 議決権の被所有割合は、当該取引発生の直前の基準日(平成27年3月31日)における議決権の状況に基づくものであり、当事業年度末(平成28年3月31日)における議決権の被所有割合は(株)加納アネシス18.8%、(有)マルヨ2.1%であります。なお、(株)加納アネシスは当社の主要株主であります。

### 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	3,091円47銭
1株当たり当期純利益	216円44銭

## 独立監査人の監査報告書

小松ウオール工業株式会社

平成28年5月12日

取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 陸 田 雅 彦 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 高 村 藤 貴 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、小松ウオール工業株式会社  
の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第49期事業年度の計算書類、すな  
わち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属  
明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠  
して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正  
又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表  
示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書  
類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国にお  
いて一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、  
当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合  
理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求め  
ている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入  
手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬  
による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及  
び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものでは  
ないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立  
案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を  
検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者  
によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示  
を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断して  
いる。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥  
当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期  
間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認め  
る。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべ  
き利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第49期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月16日

小松ウオール工業株式会社 監査役会  
常勤監査役 松本 茂 ㊟  
社外監査役 宮前 悟 ㊟  
社外監査役 松木 浩一 ㊟

以上



# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 第49期剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、株主還元の充実のため安定配当を継続すること、今後の事業発展のため経営体質をより一層強化することなどを考慮して、下記のとおりといたしたく存じます。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金30円                      総額276,490,770円
- (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日  
平成28年6月27日

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

- (1) 平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）」によって、新たに創設された監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。  
つきましては、取締役会の監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性および効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- (2) 機動的な資本政策および柔軟かつ機動的な剰余金の配当等を行うため、取締役会が剰余金の配当等を決定することができることとするべく、会社法第459条第1項の規定に基づき、所要の変更を行うものであります。
- (3) このほか、条文の追加、削除に伴う条数の変更および所要の文言等の修正を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本定款変更は本定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものいたします。

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、取締役会、<u>監査役、監査役会</u>および会計監査人の機関を置く。</p> <p>第5条～第18条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(任 期)</p> <p>第21条 当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、取締役会、<u>監査等委員会</u>および会計監査人の機関を置く。</p> <p>第5条～第18条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第19条 当社の取締役 (<u>監査等委員である者を除く。</u>)は、10名以内とする。</p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 当社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>4 <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第21条 当社の取締役 (<u>監査等委員である者を除く。</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役および役員取締役) 第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集者および議長) 第23条 (条文省略) 2 (条文省略) (新 設)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。 2 当社の取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法) 第25条 (条文省略) (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会規則) 第26条 (条文省略)</p> <p>(報酬等) 第27条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第28条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(新 設)</p>	<p>(代表取締役および役員取締役) 第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集者および議長) 第23条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 前二項の定めにかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。 2 当社の取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法) 第25条 (現行どおり) 2 前項の決議について特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。</p> <p>(取締役への重要な業務執行の決定の委任) 第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会規則) 第27条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第28条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第29条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>(常勤の監査等委員) 第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第31条 当会社の監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>2 当会社の監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第32条 当会社の監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを決する。</p> <p>2 前項の決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会規則)</p> <p>第33条 当会社の監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p>
<p>(員 数)</p> <p>第29条 当社の監査役は、5名以内とする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(選任方法)</p> <p>第30条 当会社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(任 期)</p> <p>第31条 当会社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第33条 当会社の監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>2 当会社の監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第34条 当会社の監査役に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第35条 当会社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第36条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲で、その責任を免除することができる。</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。</p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第37条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第38条 当会社の剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第34条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等)</p> <p>第35条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>2 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>3 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p>

現行定款	変更案
<p>(中間配当)</p> <p>第39条 当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当をすることができる。</p> <p>(剰余金の配当等の除斥期間)</p> <p>第40条 当社の剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(剰余金の配当等の除斥期間)</p> <p>第36条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>附 則</p> <p>(監査役の実任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役であった者の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲で、その責任を免除することができる。</p> <p>(附則の削除)</p> <p>第2条 前条および本条は、2026年6月24日をもって削除する。</p>

(注)      を表示した箇所が変更部分を示します。

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役6名全員は、会社法第332条第7項第1号の定めに従い、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が発生することを条件として発生するものいたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	か のう ゆたか 加納 裕 (昭和28年11月26日生)	昭和55年1月 当社入社 昭和59年3月 同 常務取締役 昭和61年3月 同 代表取締役専務 平成元年1月 同 代表取締役副社長 平成4年6月 同 代表取締役社長 現在に至る 平成21年6月 同 社長執行役員 現在に至る	69,712株
2	すず き ひろ ふみ 鈴木 裕文 (昭和25年8月30日生)	昭和60年6月 当社入社 平成元年3月 同 経理部長 平成4年6月 同 取締役 現在に至る 平成21年6月 同 執行役員経理部長兼情報システム部長 平成24年4月 同 執行役員管理本部副本部長兼経理部長 平成25年4月 同 執行役員経理本部長 平成27年4月 同 常務執行役員経理本部長 現在に至る	42,100株
3	まん ちゅう ひで かず 万 仲 秀和 (昭和28年2月19日生)	昭和54年3月 当社入社 平成5年2月 同 FS事業部長 平成8年6月 同 取締役FS事業部長 平成21年6月 同 執行役員技術部長 平成24年6月 同 執行役員生産本部副本部長 兼生産管理部長兼第一製造部長 兼第二製造部長 平成25年5月 同 執行役員生産本部長兼生産管理部長 兼第一製造部長 平成25年6月 同 取締役 現在に至る 平成26年4月 同 執行役員生産本部長兼生産管理部長 現在に至る	9,400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	もと ひこ よし お 本 彦 義 夫 (昭和27年3月19日生)	昭和51年12月 当社入社 平成15年9月 同 総務部長兼人事部長 平成17年6月 同 取締役 現在に至る 平成21年6月 同 執行役員総務部長兼人事部長 平成25年4月 同 執行役員総務本部長 現在に至る	16,100株
5	※ やま だ しん いち 山 田 新 一 (昭和40年10月18日生)	平成3年6月 当社入社 平成26年4月 同 関西・中京ブロック長 平成28年4月 同 執行役員営業本部副本部長 現在に至る	3,200株

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。  
2. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が発生することを条件として発生するものいたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	※ まつ もと しげる 松 本 茂 (昭和29年1月19日生)	昭和52年11月 当社入社 平成20年8月 同 業務部長兼積算部長 平成22年4月 同 執行役員西日本ブロック長 兼大阪市場開発部長兼四国支店長 平成22年11月 同 執行役員営業本部販売推進担当部長 平成24年4月 同 執行役員西日本ブロック長 平成25年8月 同 執行役員営業本部販売推進担当部長 平成26年6月 同 常勤監査役 現在に至る	7,500株
2	※ やま ぐち とおる 山 口 徹 (昭和20年2月5日生)	昭和46年7月 株式会社共和工業所入社 昭和54年7月 同 取締役 昭和60年7月 同 代表取締役副社長 昭和61年7月 同 代表取締役社長 平成26年5月 同 代表取締役会長 現在に至る 平成17年6月 当社監査役 平成25年6月 同 取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社共和工業所代表取締役会長	280株



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	※ みや まえ さとる 宮前 悟 (昭和40年6月17日生)	平成6年4月 弁護士登録 菊池総合法律事務所 入所 平成9年4月 米澤龍信法律事務所 入所 平成21年9月 弁護士法人米澤・宮前法律事務所 設立 現在に至る 平成23年12月 当社監査役(仮監査役) 平成24年6月 同 監査役 現在に至る	0株
4	※ まつ き こう いち 松木 浩一 (昭和22年2月2日生)	昭和51年4月 アーサーヤングアンドカンパニー(現E&Y)入所 昭和56年3月 公認会計士登録 昭和59年9月 松木浩一公認会計士・税理士事務所所長 現在に至る 平成22年9月 株式会社アイ・オー・データ機器社外監査役 現在に至る 平成25年6月 当社監査役 現在に至る  (重要な兼職の状況) 松木浩一公認会計士・税理士事務所所長 株式会社アイ・オー・データ機器社外監査役	0株

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。
2. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 山口徹氏、宮前悟氏および松木浩一氏は社外取締役候補者であります。
4. 山口徹氏は、長年にわたり株式会社共和工業所の代表取締役を務められており、経営者としての豊富な経験と高い見識を当社経営体制の強化に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 宮前悟氏は、過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と高い見識を当社経営体制の強化に活かしていただくことにより、監査等委員である社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。
6. 松木浩一氏は、過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士としての豊富な経験と高い見識を当社経営体制の強化に活かしていただくことにより、監査等委員である社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。
7. 当社は、山口徹氏および松木浩一氏を、株式会社東京証券取引所の定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
8. 山口徹氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任年数は本定時株主総会終結の時をもって、3年となります。また、宮前悟氏、松木浩一氏は、現在当社の社外監査役であり、その在任年数は本定時株主総会の終結の時をもって、宮前悟氏は4年、松木浩一氏は3年となります。
9. 当社は、山口徹氏、宮前悟氏および松木浩一氏との間で、会社法第427条第1項の規定および定款の定めに基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を、同法第425条第1項に定める最低限度額を限度とする契約を締結しております。なお、各氏が選任された場合、当社は各氏と当該契約を改めて締結する予定であります。

#### **第5号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の決定の件

当社の取締役の報酬額は、平成18年6月23日開催の第39期定時株主総会において年額400百万円以内（ただし使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）とご決議いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額400百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものとします。

現在の取締役は6名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が発生することを条件として発生するものいたします。

#### **第6号議案** 監査等委員である取締役の報酬額の決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額30百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第2号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が発生することを条件として発生するものいたします。

## 第7号議案 取締役に対する株式報酬制度の額および内容決定の件

### 1. 提案の理由

取締役（監査等委員である取締役を含み、社外取締役を除きます。）および執行役員（以下、「取締役等」といいます。）の報酬について、新たな株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」）（以下、「本制度」といいます。）を導入いたしたく、監査等委員である取締役以外の取締役および監査等委員である取締役の報酬等の額についてご承認をお願いするものであります。

本制度の導入は、取締役等の報酬と、当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、監査等委員である取締役以外の取締役および執行役員については、株価上昇によるメリットのみならず、株価下落のリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを、また、監査等委員である取締役については、当社の経営の健全性と社会的信頼の確保を通じた当社に対する社会的評価の向上を動機付けることを目的としております。

具体的には、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の決定の件」および第6号議案「監査等委員である取締役の報酬額の決定の件」のそれぞれ外枠で、新たな株式報酬を、当社の監査等委員である取締役以外の取締役および監査等委員である取締役に対して支給するため、報酬等の額についてのご承認をお願いするものであります。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、監査等委員である取締役以外の取締役および執行役員については当社取締役会に、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議に、それぞれご一任いただきます。

また、第2号議案「定款一部変更の件」、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」および第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」を原案どおりご承認いただきますと、本制度の対象となる当社取締役の員数はそれぞれ、監査等委員である取締役以外の取締役は5名、監査等委員である取締役は4名となります。

### 2. 本制度における報酬等の額および参考情報

#### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として、当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、当社取締役会が定める「役員株式給付規程」（ただし、監査等委員である取締役に関する部分の制定および改廃については、監査等委員である取締役の協議による同意を得るものいたします。）に従って、当社の取締役等に対して、その役位や業績達成度等に応じて付与されるポイントに基づき、当社株式が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。

なお、取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。

#### (2) 本制度の対象者

取締役（監査等委員である取締役を含み、社外取締役を除きます。）および執行役員

(3) 取締役等に給付される当社株式数の算定方法とその上限

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等に応じて定まる数のポイントが付与されます。

取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、監査等委員である取締役以外の取締役について22,500ポイント、監査等委員である取締役について2,500ポイント、執行役員について25,000ポイントをそれぞれ上限といたします。これは、現在の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記(6)の株式給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。)

給付する株式の数の算定に当たり基準となる取締役等のポイント数は、退任時までに当該取締役等に対し付与されたポイントを合計した数(以下、「確定ポイント数」といいます。)で確定します。

(4) 当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、下記(5)により拠出された資金を原資として、取引市場等を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施します。

当初対象期間(下記(5)において定義します。)につきましては、取締役等への給付を行うための株式として、本信託設定(平成28年8月(予定))後、遅滞なく、250,000株を上限として取得するものとします。

本信託による当社株式の取得方法等の詳細につきましては、決定次第、改めてお知らせいたします。

(5) 信託金額(報酬等の額)

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、上記(3)および下記(6)に従って当社株式の給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定します。本信託は上記(4)のとおり、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得します。

具体的には、平成29年3月末日で終了する事業年度から平成33年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度(以下、「当初対象期間」といいます。)に対応する株式取得資金として合計450,000,000円(監査等委員である取締役以外の取締役分として202,500,000円、監査等委員である取締役分として22,500,000円、執行役員分として225,000,000円)を上限として金銭を拠出し、本信託を設定します。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は原則として5事業年度ごとに、以後の5事業年度（以下、「次期対象期間」といいます。）に関し、合計450,000,000円（監査等委員である取締役以外の取締役分として202,500,000円、監査等委員である取締役分として22,500,000円、執行役員分として225,000,000円）を上限として本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする次期対象期間の開始直前日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する株式の給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は次期対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、当社が次期対象期間において追加拠出することができる金額の上限は、合計450,000,000円（監査等委員である取締役以外の取締役分として202,500,000円、監査等委員である取締役分として22,500,000円、執行役員分として225,000,000円）から残存株式等の金額（株式については、当該次期対象期間の開始直前日における時価相当額で金額換算します。）を控除した金額とします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(6) 株式給付時期

当社の取締役等は、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、退任時に所定の受益者確定手続きを行うことにより、上記（3）で付与を受けた確定ポイント数に相当する当社株式について、本信託から給付を受けることができます。

以 上



A series of 20 horizontal dotted lines spanning the width of the page, providing a template for handwriting practice.

# 株主総会会場ご案内

- 場所 石川県小松市工業団地 1丁目72番地  
当社本店 2階会議室  
TEL 0761 (21) 3131(代)
- 交通 小松空港 タクシー 5分  
(金沢方面から)  
北陸自動車道小松インターチェンジ 車 10分  
(福井方面から)  
北陸自動車道片山津インターチェンジ 車 7分  
ETC専用  
安宅PAスマートインターチェンジ 車 2分  
JR北陸本線小松駅 タクシー15分

